

平成29年度 特別職報酬等審議会

(第1回審議会 要点筆記)

(平成30年1月9日開催)

平成 29 年度 第 1 回日田市特別職報酬等審議会
《審議会議事録（要点）》

●日 時 平成 30 年 1 月 9 日（火） 15：00～16：30

●会 場 市役所 4 階庁議室

●出席者

(1) 委 員	杉野 義光	委員	梅木 哲	委員（職務代理）
	岩里 諫夫	委員（会長）	小野松 晋一	委員
	坂本 郁雄	委員	瀬戸 亨一郎	委員
	中津留 富子	委員	岩本 康雄	委員
	諫元 慎介	委員		

欠席者 1 名

(2) 事務局 総務課長 総務課主幹（総括） 総務課主幹 職員係担当

1. 委嘱状交付

代表して年長者である自治会連合会会長の岩里諫夫氏に交付

2. 市長あいさつ

今回の特別職報酬等審議会の開催にあたりましては、平成 27 年度に開催いたしました審議会の答申の際、「社会情勢への対応や県内各市との均衡の観点から 2 年に一度を目安に開催することが望ましい」とのご意見を賜りましたことから、特別職及び市議会議員の報酬のあり方について、改めてご審議をいただく必要があると判断いたしましたところでございます。

つきましては、別紙の諮問のとおりご審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

（市長退席）

3. 会長選任及び職務代理者の指定

- ・委員の互選により、自治会連合会会長の岩里諫夫氏を選任
- ・会長が、職務代理者に梅木 哲 委員を指定

4. 会長就任のあいさつ

はじめに、当報酬審議会あてに原田市長から、議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の改定の必要性の有無、また、改定の必要がある場合、その適正額と改定時期について、諮問を受けたことによりまして、委員の皆様のご意見をいただきながら審議を始めてまいります。

ご存知のとおり、地方自治体を取り巻く経済情勢は厳しい状況にあることは、申し上げるまでもございませんが、そうしたなかで、日田市では、市長をはじめとする常勤の特別職の給料につきまして、平成18年4月の額改定後、現在に至っており、かつ、市長以下特別職については、自主的に減額をおこなっていると聞いております。

前回の審議会から2年が経過し、市内の経済状況や、他市の報酬額等も変化しつつありますことから、事務局より提出いたします各種資料を参考とし、委員各位の慎重な審議をいただきたいと思います。

■審議会の進め方、答申までのスケジュールの確認

- ・ 第1回目の本日は、事務局より資料の説明、その後、審議。
- ・ 第2回目の審議会で、報酬額の改定の必要性の有無について方向性を決める。
- ・ 第3回目の審議会で最終的な答申内容を決定する。
- ・ 審議会で審議する内容は、個人の給与等の関係であることから、非公開とする。なお、発言した委員名を伏せた要点筆記については、HP等に公開することに決定。

5. 資料の説明

平成29年度 日田市特別職報酬等審議会（第1回）

日田市議会資料

平成29年度 日田市特別職報酬等審議会資料（第1回）

6. 審 議

<主な意見等>

発言者	内 容
委員	・別紙1の平成30年1月の654,000円の算出方法は？
事務局	・平成18年で改訂されている現行の872,000円を基準に25%カットをする。 ・期間は、本年の1月から3月までで、その後は元の15%カットの状態に戻る。
委員	・その金額は、手取り？ それとも税込？
事務局	・その金額は、税込の金額になる。 ・実質の手取りは、50万円程度となる。
委員	・カット率は、退職金には影響はないのか？
事務局	・退職手当については、影響ない。しかし、先ほど説明したように、別に市長については、50%カットをした後、20%カットをしている。
委員	・類似団体は、人口と面積で類似の団体ということか？
事務局	・人口と面積や財政規模での類似団体ということで、比較のため前回の審議会と同じ団体を選定している。
委員	意見でも良いですか？ ・常勤の三役の報酬は安いと思う。もっと増額しても良いのでは。職務の激務と、職務執行に対する責任の重さがあるので、それなりの報酬が必要と考える。 ・常勤の特別職は、議員とは違い兼職の禁止があり、一般職と比べても身分も保証されていない。 選挙で落ちれば、普通の人になる。退職金はあるが、そういうことを考慮すると、それなりの報酬が必要と考える。 責任を持つことができる報酬なのか。との疑問を持っている。 ・責任の重さや、市民のトップという地位の保持という面でも。

会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の時の委員の言葉が頭に残っている。市長の仕事は激務で、責任も重大である。場合によっては失職に至るような責任ある仕事であるので、減額はしない方が良いという意見を頂いたと記憶している。私もそういう気持ちがある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年、平成 25 年、平成 26 年、平成 27 年のカットについては、どういった理由でカットしたのか？
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当時の財政状況や国の要請を含めて、市長が独自に判断してカットしている。カットについても他市の状況も踏まえている。 ・ お願いしたいのは、872,000 円という額についてご審議いただければと考えている。ただし、カット率についても、カットの良し悪しを附言するという事は否定されませんので、それを合わせて自由にご意見をいただければと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与については、県下の状況を見てからだと思う。 ・ 問題なのは、今のカットだと思う。今回の不祥事の 10%は別にしてもこの 15%をきちっと外す方法はできないのか？ この 15%を外せば、かなり戻る。 前回の審議会では、872,000 円が市長の報酬として妥当と判断をしている。しかし、実際には、15%カットをして減額をしている。 この 15%カットをどうかしないと。今回改定してもカットをすれば同じことになる。まず、このカットを外す。これが必要だと思う。 ・ 議員については、カットをしておらず、変わっていない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ この審議に求められているのは、報酬の 872,000 円についての議論を求められているのか？それとも、カットを含んだ話なのか？
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ あくまでも、基準となる月額の水準としてあるべき額を審議してもらいたい。 ただ、カットもしているので、その話になってしまう。 カットについては、答申の付帯意見として申し添えることはできる。 あくまでも、カットのないところでの審議になると考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ カットを考えないのであれば、872,000 円は県下の状況をみても妥当な金額だと思う。あまり突出しても高くなるといけないだろう。 ・ ただ、市長の給与が手取りで、この位で良いのか。この位でできるの

	<p>かと思う。市長・副市長・教育長の三役は。教育長は教育行政のトップでもあるので。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙3でみると、月額報酬は、県下で5番であるが、実質の年収は4番となっているが。これは、加算率の差が出ていると思うが、この加算率の説明をもう少しお願いしたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の期末手当については、国にもある加算率が条例で定められており、特別職としての分が25%、一般職員と同じ分が15%となっている。これは、各自治体で取り扱いが異なっているため、年収での順位が変わっている。 ・期末手当なので、職責に応じた加算がなされている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・加算率は、自由に自治体が決めて良いということですね。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・条例上で上限が決められているので、その範囲の中で規則で定める、となっている。 ・条例であれば、議会の場で議決をいただくということになる。また規則についても議決案件ではないが、委員会の場等で説明を申し上げながら運用を図っていくことになる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年の審議会で減額しているが、根拠は残っているのか？
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度は、給与構造改革の一環で地域給が導入されたことにより、人事院勧告が4.8%減額となったのを考慮して、特別職の報酬についても同じように減額としたと記憶している。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬については、それまでの金額に社会情勢を見据えた改定を行っている。特に基準となる根拠がある訳ではない。 ・特別職の報酬は、それまでの流れの中で見直しを行っていた。 ・一般職員については、生活給的な要素もあるが、特別職については生活給的な意味合いはない。このため、民間の給与とは異なっている。職務の特殊性に応じて受け取るべき報酬となっている。このため、特別職の報酬については、報酬審議会の答申を参考に変わっていくものと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村にもそういった基準みたいなものはないのか？

事務局	<p>今後は2年に一度開催する審議会で確認していくのであれば、指標となるものを作る必要があるのではないかと？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別職の報酬は、「その時の経済状況」「国の人事院勧告や県の人事委員会勧告の状況」「民間の景気」「他市の状況」の状況を判断する中で審議しているもので、他市についても基準や指標はないと考えている。 ・審議会の中で審議をいただくものと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・この10年間、議員は、非常勤でカットがない。三役は常勤でカットが続いている。 ・この審議会の対象が平成18年の額に限られるのであれば言ってもしかたがないが。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・カットをやっているが、加算率があるので、年収からみると、ある程度あると思う。 ・カット自体は、水害はあったこともあり、復興もあるので、報酬を高くしても仕方ない。 <p>報酬については、今のままで良いのでは。市長は自分で考えて、自分の判断でカットをしているので。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬の額は額として議論してもらいたい。 ・カットについては、議論をするなどか、触れないでももらいたい、ということではなく、自由な意見を頂ければと思っている。 ・答申の中でカットが良くないとなっても、カットは市長の政治的な判断になる。しかし、答申による月額については、その内容を尊重することになると思う。カットの有無は、市長の政策的な判断になる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・民間との比較で考えると、市長・副市長・教育長の三役は、民間でいう取締役該当する。 <p>500人～600人の従業員がいる企業の取締役の報酬を基準として考えてもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このような取締役が実質50万円程度の給与でやっていけるだろうか。という気がする。 <p>日田市内の取締役の給与はそんなに安くないと感じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ、民間の取締役は兼職がいくらでもできる。何社も取締役を兼職することで、報酬をもらうことができる。市長は兼職ができないので、副市長も当然そうです。

会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議する上では、そういった面を考慮する必要があるのではないか。 ・ 平成 18 年の答申から 11 年が経過している。 ・ 25%カットは、どうかなと思う。 ・ 審議会の答申でカットをやめるように、特に三役については、本来の金額にしてもらえないか。との答申をした場合、それからの手続きは、条例改正とか議会にかけたりして、それが非常に困難ということはないでしょ。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例事項になるので、提案する限りは経過等を説明しながら理解を求めていくことになる。 ・ 答申自体は、尊重しなければならないとなっている。ただ、それから先の判断、特にカットの率については、市長の政策的な判断に依らざるを得ない。 ・ だからといって答申事項に上げるなということではない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職の報酬について、市民と話をする上では、基準になるのは、他市との比較をしてしまう。 ・ 現状が 5 番で、この位置ならば、何も問題はないと思う。他市を下回る必要もない。上げるとなると他市が上げたのか。という話になってしまう。 ・ 他市が上がっていない状況であるので、特別職の報酬額については、現状維持でも良いと思う。 ・ 特別職の報酬は、カットの分もあるが、議論するのは、基本となる額が高いのか安いのかということだと思う。 ・ カットのことは、市長の判断に任せたらどうでしょうか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職のカットについては、どのような条例になっているのか？ ・ 上限を決めているだけですか？
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日田市特別職の職員の給与の特例に関する条例に率を書いている。内容は、別表にある給与表の額に、100 分の何を減じるという形になっている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ カットの条例を廃止する条例を出せば良いと思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ カットをしていることを廃止する条例を出すことになる。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・カットの率は決まりなのか？ それとも枠の範囲としているのか？
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・カットの率は、附則の中で明記している。 ・カットそのものを止めるということであれば、カットを入れている条例そのものを廃止することになる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・カットの率は、申出によって決まるものか？
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・カットの率は、議会に提案する条例の中で明記している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・条例は書き方等が法律とは異なるので、関係する条例を見せてもらいたい。 ・できたら、条例を出してもらいたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回目の審議会で、カットに関する関係条例を資料として出します。 （日田市特別職の職員の給与に関する条例 抜粋） （日田市特別職の職員の給与の特例に関する条例）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬審議会は、お手盛り防止であったが、良い時代になっている。 ・報酬を上げてはいけないというのが審議会の趣旨だろうが、良い時代だと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・議会議員については、報酬だけの審議は難しい面がある。定数がある。 ・先ほどから、報酬は生活給ではないということであるが、資質を高めるためには、生活給的な払い方をしないと、自分の仕事の合間に議員活動はできないということです。 ・大幅に議員の定数を減らして、その分、議員の報酬を上げる。といった定数と報酬の関連性も考えないといけない。難しいところである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬という概念は、業務遂行の対価と考えられる。 ・議員は非常勤なので、実態は分からない。どのような活動しているのかは分からないと思う。それがどのような形で現れるのかも難しい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬を安くすると、良い議員が出てくる人がいなくなる。議員の数を少数にして、報酬を高くすることで議員の質を上げることも考えられる。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員報酬も今の報酬の規定で決まるのか？ ・ 報酬のカットについての定めはしていないのか？
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は、カットという形ではなかった。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ いままでそういったことはなかったと思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減額という、額を見直していると形ですね。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申出があったということとは？
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の1万円の引き下げも議員提案によるものなので、見直す発意は、議員提案になろうかと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで言ったように、それなりのことをやってもらえば、何らとやかかく言うことはない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の定数と報酬の関係が出てくる。 ・ 定数を減らせば、報酬がそのまま良いのかということが出てくる。 ・ 二者選択となってくる。議員の場合は、定数の問題が非常に大きくあるかなと思っている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会制民主主義の立場からいうと、議員をあまりに減らし過ぎると、これこそ重大な問題が生ずる。だから難しい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日田市や他市の議員定数は、資料にあるのか？
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙5の右に記載している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇佐市は24名。日田の方が人口が多いが。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例定数は22名だが、現行は21となっている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ たくさんの貴重なご意見を伺ったが、時間の関係もある。引き続き審議をいただくことになるが、今日のところは、ここで区切りをつけて、事務局から今後の日程等を説明してもらいたい。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回以降については、 第2回目の委員会を1月17日（火） 9：30～ 第3回目の委員会を1月29日（月） 11：00～ と考えています。 場所は、いずれも庁議室（この場所になります） 短期間での開催となりますが、何卒よろしく願いいたします。 ・ 資料は、お持ちいただいて次回も審議いたしますので、ご覧いただければと思います。 ・ 内容については、公開されている内容なので、大丈夫だと思います。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皆さんから総合して、何かご質問はありますか？ ・ 今日、それぞれ貴重なご意見いただき、まだまだ本日結論は出ませんので、さらにお力添えをいただくことにしまして、本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。
16：30	終了